

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 2 回 総 会 議 事 録

自 令和元年11月28日
至 令和元年11月28日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 2 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和元年11月28日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○	○	総 務
4	松 本 隆 志	○	○	総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第74号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 4 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 5 議案第76号 現況証明願い
日程 6 議案第77号 農用地の取扱いについて

開会 午後 1 時25分

議長 これより第22回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
3番 酒井委員、4番 松本委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
11月3日の白糠町功労者表彰式及び11月22日の白糠町鳥獣被害対策協議会総会には、私が出席しております。

11月6日の和天別圃場の調査、これにつきましては、現在、白糠町農地利用集積円滑化団体が借りている農地を、法律の改正により、来年度以降、引き続き借りることができなくなるため、円滑化団体が農地を取得するために、売買価格の調査を行ったものです。調査委員は、照井委員、酒井委員、峯田委員、私を含め4名で実施しております。

同日、現況調査も実施しておりますので、後ほど調査委員から報告していただきます。

以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第74号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第74号「合意解約通知の成立状況の確認」。
農地法第3条の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。
令和元年11月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●

号別2 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

号別1も号別2も同一人物になります。

この違いにつきましては、号別1は農地法第3条によるもの。号別2は農業経営基盤強化促進法によるものです。

いずれも、解約申入日、解約成立日、解約通知日は11月18日、土地の引き渡日は11月30日となっております。解約形態は合意解約、解約事由は●●●様の離農によるものです。

参考にまで解約書類一式の写しと解約地の図面を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、議案第74号の説明とさせていただきます。

議長 議案第74号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第74号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和元年11月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の●●●様の所有地は●●●の土地を含め合計5筆、面積は、合計●●●平方メートルになります。

先程の解約地の一部になります。農地法第3条で●●●様が借りていた農地を、そのまま、農業法人である●●●が引き継ぐかたちとなりました。土地利用に当たりましては、土地引渡日の翌日からになり、12月1日から6年間の令和7年11月30日まで、使用料は年●●●円となります。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
中河委員をお願いします。

中河委員 5番 中河です。
号別1の許可申請につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま

議長 議案第75号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第75号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第76号「現況証明願い」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第76号「現況証明願い」。
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求める。

令和元年11月28日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

号別1、願出人「●●●」

号別2、願出人「●●●」

次のページでございます。

号別1の所在地は、白糠町●●●、面積●●●平方メートル。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は願出人と同じく●●●様であります。

次の号別2の所在地は、白糠町●●●、合計面積は●●●平方メートル、公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は願出人と同じく●●●様であります。

以上、号別1と2の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の照井委員より調査報告をお願いします。

照井委員 8番 照井です。
現況調査の結果について報告します。
11月6日、私と林委員、峯田委員の3名において現地を確認いたしました。
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上、号別1、2の調査結果の報告を終わります。

議長 議案第76号について質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第76号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第77号「農用地の取扱いについて」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いします。

斉藤主幹 議案第77号「農用地の取扱いについて」。
令和元年11月6日に調査した和天別地区の農用地について次のとおり報告する。
令和元年11月28日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
次のページでございます。

所在地は、白糠町●●●、合計面積●●●平方メートル。
調査委員につきましては、照井委員、林委員、酒井委員、峯田委員の4名で実施しております。1筆ごとに土地を見て1平方メートル当たりの金額を算出しましたが、既にこの土地は白糠町農地利用集積円滑化団体である白糠町が整備をし、団地形成の状態となっております。つまり1枚の土地としての状態になっています。そのため、1平方メートル当たりの金額は一律の金額査定となり、●●●円となりました。●●●円の金額の算定根拠は直近の和天別の売買実例と和天別の標準価格が●●●円となっていることから、これらに基づき算定させていただきました。

それでは、査定所見について朗読させていただきます。

「調査地は、一団のまとまりのある農地で、平地であり良好な営農条件を備えた優良農地と判断される。1平方メートル当たりの単価は、直近のあっせん売買実例や標準的な取引価格を参考にしながら算出したも

のである。」

この所見に基づきます、調査結果につきましては、総会終了後に町に回答し、この報告を受けた町は、土地取得のための根拠として、議会においても審議する運びとなっております。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。

議長 議案第77号、号別1についての質疑をお受けいたします。

石田委員 1平方メートル当たりの単価は、直近の売買実例とあるが、直近とはいつのことを言っているのか。

斉藤主幹 今年の春に、和天別の●●●様からあっせん申し出があった内容です。●●●様の自宅周辺の●●●さんが使用している近辺で単価●●●円で成立しております。標準地といいますのは、和天別の平均的な標準地というのは●●●円となっております。

議長 他に質疑ありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第77号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第77号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもって、第22回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後1時40分)